

令和4年10月から、 こども医療費の



現物給付を県内他市にも拡大します！



医療機関窓口で市町村が発行する受給資格者証を提示することにより、保険診療分については医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組み

現行		戸田・蕨市内	左記以外の 埼玉県内	埼玉県外
0歳～15歳	通院/入院	現物給付	償還払い	
16歳～18歳	入院	償還払い		

* 戸田市・蕨市内の医療機関で受給資格者証を使用することができます。



令和4年10月～		戸田・蕨市内	左記以外の 埼玉県内	埼玉県外
0歳～15歳	通院/入院	現物給付		償還払い
16歳～18歳	入院	償還払い		

* 戸田市・蕨市内に加え、埼玉県内の医療機関で受給資格者証を使用することができます。
* 接骨院、整骨院等の施術所については、戸田市・蕨市内のみ引き続き使用することができます。
* 受給資格者証が使用できない県内の医療機関もありますので、事前に医療機関にご確認ください。

対象の方には、令和4年10月診療分から使用可能なオレンジ色の受給資格者証を令和4年9月末頃に送付いたします。

令和4年10月以降に医療機関を受診される際は、必ず新しい受給資格者証をお使いください。

【お問い合わせ】

戸田市役所 こども家庭支援室 医療・手当担当
電話：048-441-1800 内線 234
E-mail: kodomokatei@city.toda.saitama.jp



▲市ホームページ

戸田市こども医療費受給資格者証		県内現物 令和4年10月以降
公費負担者番号	8 1 1 1 0 2 4 9	
受給資格者証番号	5 0 0 0 0 0 0	
対象こども 氏名	戸田 太郎	男
生年月日	令和4年4月4日	
受給資格者 住所	〒335-0022 戸田市上戸田〇丁目〇番〇号	
氏名	戸田 一郎	
食事療養費	助成対象	
有効期間	令和4年4月4日から 令和20年3月31日まで *受給資格が消滅した場合(転出等)、消滅日の前日までとなります。	
現物給付対象医療機関等	埼玉県内の現物給付を行う医療機関等 (接骨院、整骨院等の施術所については戸田・蕨市内のみ)	
現物給付限度額	限度額なし	

(注) 裏面注意事項をお読みください。

